◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（政令第三百五十一号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、当該選挙の期日）現在により当該告示日の前日に行うものとすること。（第一条関係）

2　署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

⑴　法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、それぞれの選挙の期日前六十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとすること。（第二条関係）

⑵　⑴については、令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は公職選挙法第三十四条の二の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとすること。（第三条関係）

3　その他

⑴　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないものとすること。（第四条関係）

⑵　その他所要の規定の整備を行うこと。

⑶　この政令は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百五十二号）（経済産業省）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月二十日とする。

◇産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十三号）（経済産業省）

第1　産業競争力強化法施行令の一部改正

1　産業競争力強化法第二条第四十項に規定する特定事業者の範囲に含まれる業種及び当該業種ごとの常時使用する従業員数並びに組合及び連合会を規定する。（第三条の二関係）

2　産業競争力強化法第二条第四十一項第一号に規定する事業承継等に係る特定事業者等の範囲に含まれる会社の常時使用する従業員の数及び法人を規定する。（第三条の三関係）

3　生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等の対象となる許認可等を規定するとともに、所要の規定を整備する。（第三十六条関係）

4　生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率を規定するとともに、所要の規定を整備する。（第二十一条及び第三十七条関係）

5　労働者協同組合から株式会社への組織変更に係る株式又は金銭の割当てを受けることができない者に関する規定を整備する。（第三十八条関係）

第2　登録免許税法施行令の一部改正

登録免許税法第十七条の二の規定の対象となる事業協同組合等の範囲に労働者協同組合を追加する。（第十条関係）

第3　施行期日

この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月二十日）から施行する。（附則関係）

法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第七十九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万七千六百円」を「四十一万八千六百円」に改め、同項第二号中「五万二千百円」を「五万二千六百円」に改める。

第十一条の八第一項第一号中「百分の十」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に改める。

第十九条の二第一項中「四千七百円」を「五千円」に、「二万二千五百円」を「二万四千円」に、「七千七百円」を「八千円」に改め、同項ただし書中「七千五十円」を「七千五百円」に、「三万三千七百五十円」を「三万六千円」に、「二万千五百五十円」を「二万二千円」に改め、同条第二項中「二万三千五百円」を「二万五千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に、「百分の百六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に、「百分の六十七・五」を「六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」に改め、同条第三項中「百分の七十一・二五」とあるのは「百分の百二十八・七五」と、「百分の七十三・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の百八・七五」と、「百分の六十三・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と」を加える。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の百二十六・二五」の下に「十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五）」を加え、同号ロ中「百分の百七・五」を「六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の六十一・二五）」の下に「十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）」を加える。

第二十二条第一項中「三万五千七百円」を「三万六千八百円」に改める。